

閑田次筆

二

僧
22
2





岡田の平巻二



考古



○東洋物産の地の他あつりのきこひふあつた歴
史の闕を補つたためり歴々の事實探してつた
きこひは董純がまふ禱ししきこひのきこひ
但着る人の服にきこひを佛堂後の東洋物産と
にきこひのきこひをきこひのきこひのきこひ
りつ濟のきこひをきこひのきこひのきこひ
あつりつりつりつりつりつりつりつりつりつ
きこひのきこひのきこひのきこひのきこひ
りつりつりつりつりつりつりつりつりつりつ

11 11 11 11 11 11 11 11 11 11

作らるるものなりけり
の事なりけり
なり

○前編耕筆の丹後橋直の西成合の事保恩朝臣
の事なりけり
に津佛の事なりけり

○前編耕筆の丹後橋直の西成合の事保恩朝臣
の事なりけり
に津佛の事なりけり



目録



千秋万歳御師

目録

六



はつふたきききも今も
美あわが一海ふふ書入る

田代三郎

七

○光明皇后貴賤をいつくばす人ふ施捨し
 佛にさづけり旅禱と洗淨センジヤウしきりし其
 疾は癩疾ライレツのものをいりしとたはひいとて
 さしたるれごとくあつたはりしりいひ
 阿闍梨シニク如來と現れぬしとて傳記ふ人
 々もさう良好た阿闍寺の名ごりしとわづめ
 癩疾乃もれ長尾とまきし位を故に
 かりてや一施捨の勸進とてしりいひも
 その奇傳乃虚實の論でひ凡善とて
 も功德とていふもその人乃相應とて一皇后
 の善の皇后の善あり皇后の淨所為けり
 しゆりて淨女孝謙天皇の道鏡と稱し

もみ人をも護持乃佛ブツなりしとて
 畢竟固門乃はなすしとて
 今の代も婦女子乃佛と信とて顯インして
 幸ポクにみりしものありケンギ嫌疑ウタカハシキと辯サバるミササの
 の門乃はなすしとて又漢年カンネンの
 乃幸の建立奉加たやして老翁寡婦乃革
 征テイとてきりしとて行アリンクがまゝ人も身ミらむを
 らのいふとてしりいひしりいひしりいひ
 ともいふとてしりいひしりいひしりいひ
 ごとくも

○後三條院藤家の權と奪の事ありし處
 おははれ難くしゆりしとて皇后の關白の

一 衣冠のちびりてせむらひにらりしう寵長時くふのり
 けりしふの寵長きづひは権を執りんと相対
 ぬたせむらびの禍^{スナハヒ}に自にひひたるもいづくし
 一 一 一 一 一

○ 衣冠のちびりてせむらひにらりしう寵長時くふのり
 けりしふの寵長きづひは権を執りんと相対
 ぬたせむらびの禍^{スナハヒ}に自にひひたるもいづくし
 一 一 一 一 一

一 一 一 一 一
 ○ 衣冠のちびりてせむらひにらりしう寵長時くふのり
 けりしふの寵長きづひは権を執りんと相対
 ぬたせむらびの禍^{スナハヒ}に自にひひたるもいづくし
 一 一 一 一 一

御田の事

十一

承安の國々... 實休が弟^{アタカキ}安盛は... 國果... 實休が弟^{アタカキ}安盛は... 國果... 實休が弟^{アタカキ}安盛は... 國果...

氣一門不ぬ乃事... 源氏物語... 平家... 源氏物語... 平家...

にありしやいさむるがゆゑにふよきともいふらんや
 罵りしふくくそむしむるのりありぬるまを
 是をよめる觀世音にひびくもけつりしつや
 ○懷風藻の一冊子といふも皇朝上代の文雅を
 くるふしわり中世以後の風調に勝るる遠し
 けし作者の小傳國史に載るるもあらず古人
 の履歷をしるるを喜ぶる義論も確然乎對に
 感づるもの河嶋皇子の傳に云。皇子者淡海帝第
 二子也。志懷溫裕。局量弘雅。始與大津皇子為莫逆
 之契。及津謀逆。島則告變。朝廷嘉其忠正。朋友薄其
 才情。議者未詳厚薄。然余以為忘私好而奉公者。忠
 臣之雅事。背君親而厚交者。悖德之流耳。但未盡爭

友之益而陷其塗炭者。余亦疑之。云云。抑揚之論此
 方の歴史にのびるりのみれとらるる漢唐宋諸儒も間
 然す。能はらん淡海三船の擧となり其人
 ありしやいさむるにみきて名たらんをり

○凡そ大津の皇子の詩れ小傳云。時有新羅僧行
 心。解天文卜筮。曰。太子骨法。不是人臣之相。以此久
 在下位。恐不全身。因遣逆謀。迷此誣誤。遂圖不軌。嗚
 呼。蘊彼良才。不以忠孝保身。近此奸豎。卒以戮
 辱自終。古人慎交遊之意。固以深哉。此評又親切懇
 志といふべし

○同書に釋智藏俗姓朱田氏。淡海帝世遺學唐國。
 中太后天皇世持統天皇ヲ 師向本朝。同伴登陸。曝

宗經書法師用總對風曰我亦曝涼經典之奧義衆
 嗤笑以為妖言既於試業昇座敷演辭義遠音詞
 雅麗論雖熒起應對如流皆屈服莫不驚駭帝嘉之
 拜僧正時歲七十三以上西土の郝隆が七月七日
 に仰臥す腹中の書を書き出さずして死すといふ事あり
 てそのの智藏にみまはす事等しやいづも隠し
 か惜く記せし

○同書ふる石見守麻田連陽春作五言二首。和藤江
 守蘇禪巖山先考之舊禪處柳樹之作詩あり。於穆
 我先考獨悟闡芳緣之あれを陽春の父を桓武
 帝より先に梵宇あること大なる人なり

○藤公時平公疾あり一時期延く此疾あり

いふもむらさきもそののぬまけ菅らふゆ
 糸もぬまふもむらさきもその権とあつて
 にもむらさきもその止るもむらさきも
 小陸子奄有也疾古く一人のむらさきも
 中風といふものありてこれにむらさきも
 出さむらさきもその権とあつて
 藤公らも子奄も其まもそのの
 不止あり是と治も人糞汁或は土漿或は大豆濃糞汁と飲
 たり或人の法はゆもそのまもそのの
 法の大豆煮けとありてこれにむらさきも
 一やむらさきもその是正も樹菌を食せ

○刀自といふ名義はせり老女の稱といふこと
 ありむらさきは平信女女王女佛刀自也

資規校舎の周金金通要
 畧禁忌部に食楓樹菌

同乳するものあり肝金匱の
 菌と食せ

つつ其刀自の女王女う母をわをふる一
 乃わやらもも據あり和名抄にのり割向が
 列女傳ふ曰古語老母為員漢書曰五娼員位
 引之今案信人謂老女為刀自字從月今記
 以貝為自也。今案和名抄のまゝをとり
 此從貝の字なり手誤也
 史記にも陳丞相世家にのり高人張員。詳侯世
 家之詳員相之傳。老嫗と稱する有案隱
 乃註こと引す。老嫗と稱する有案隱
 日本紀にのりを負つてふるを頼の考られ
 ざりたるやと代五記に福である。此社のまゝに
 びよる
 今時禁中内侍所の仕女を頼りて刀自

といふにわをふる一乃據あり案華の若枝
 のまらえまらえれ刀自まらえといふは仕女
 の中まらえのやまらえのまらえのまらえの
 に原語の長女子うらやとや連つれたる例
 まらえまらえと今内侍所まらえと稱謂や
 かりとまらえと考へ所まらえと刀自といふ
 まらえまらえは紀乃元案のまらえに思取入中
 乃を存といふと家にまらえと國難の國造
 かりとまらえのまらえと馬まらえとまらえ
 に存といふまらえとまらえとまらえと
 乎汝者也且曰歴を戸母其蘭一莖。自註云
 戸母此
 自云觀 乃を存馬に受者の祥礼元と意乃表

に終ひしるひはとるはのありさるものてさう
くのありとまゝ一竹者にとらへるまらたやうし
さうも是は母より保ひと家ふせしやし
あれをまゝくみしるも痛きし老女乃稱ふあ
さぬ終つことし順乃終や契仲の海でさ
け是也戸母とのれさうは惟家ととりま
る葉集第一一巻刀自とあも唯女あて老
女とけくも第四巻くのさ子の刀自才六巻
才二十巻羊ふ此刀自母刀自ともあもさ
んもあも子も唯女房にも稱ふわ女
の通稱といつづな兼く老女し仕女
さうれし中世の後の稱とみけしあうし

は彼人中世乃悉知ひしけ老女といひあせ
仕女といひたるしそとさうさうをいふ作の
無れとさうたまひしあも戸母乃名義のあ
あさうさうしあもさうさうのさうと男
竹田安樂壽院中金壽院貫道師に終りし彼
寺にゆきしな記つとあはるさうとさうと
合さるさうし

安樂壽院本御塔新藏大殿若經

第五百五十一後批云

仁壽三年歲次癸酉二月十五日

為御母刀自仕奉

願主 外女初位上大坂真長

まぐしやうの冠者ら一室といはれしは
 いまの種と鑄とありて後をそとらんまら
 出雲の國よくさゆのちよとてけつらあつたり
 や竜王世とせよたにありて龍宮寺に
 約とあり種とありてこれとありて粟津に
 ありて一とあり獨り堂と建^{自註云}度ゆき事移りて
 ありて件の寺破壊のち終ふ位寺のはり一人
 種^ミのむとらげ鎮守府將軍清衡が金子を
 と寺僧^{私云寺の三井寺と指也}ふ人に施をうめたる三箇東
 又十人のふとを集りふ十とともて廣に寺の
 はりにけりはりてけつらあつたりとて園
 地すふ約とありて件の廣に寺に天台の末寺な

まぐしより飛徒典事と漏きて件乃種か
 のはりて^{カラ}掘り日ありて湖ふ入とぞ^{以と双記}
^{それれいごとたがらふ} ^{今和しとらば} ^{松云是もありの地あがり}
 成るありとて又深をててこわな^かつるふ種々の
 寶物ありて其中にそれども^{ツキ}晝迄^{ヨロハ}米色あり
 られを儀藤太といふとて田原の稱号なり
 はふとて説となつてありて此特龍宮にあり
 つてくまの薬方をやつてて費^{ツキ}のちありて
 るしとてねとら出雲乃海ふて竜宮ふりし
 こつたてふあり瀨多乃けりて龍宮ふりし
 こつたてふあり湖水と深しとて^{ヨロハ}米色あり
 同色の地ふりしと

たりいし津條路のりまらびつづい津條路のりまらびして
 廣ふふくまわらひつららむらゝ愈然んとしてさう
 くのりあはれし教りたれをくみやりてたせしめ
 たまつは違ひさうさうは故首をたおしと津頭内永
 く愈させわらひて記せり今世ふ傳入後白河法皇
 前生慈祥の蓮華王房とて山伏あそびてまきとさう
 谷へ落して命を預り後御樹生出て其歌を費ふ
 くれと月ツラヌに觸るうごゝ毎に津頭と病を治入故
 に其弱體と埋りて御とまて二十三日堂の棟木
 ふさして蓮華王院の名いゝまあづつららる頭痛
 山平愈きとらへまび或は本尊の津條眞宗な
 ごとくして頭痛速に愈むといふ病の愈うの信

ぶよふくたれどみ縁起の全く彼花山法皇の
 典故とさうていふをたへしと号もみか漢のゆ
 さいめこのことふ取らむとちよ法と々の事をせの
 やうにも治り無とて一筆てお入るうくくど
 くれとさうのいさうさう

○同書に堀河在府四糸中袖そふ後と後次後次
 くれし手あふらうやとふ門院にぬ色の女房あり前後
 又長門白ちう前後内前後は河右府四糸中袖そとたに女をを
 ちあるの在府中り女房の馬へ入るみせし
 けるの袖そ前後預辨于時又彼扇と何人の衣腕に會合
 けりしとさうの袖そ方便品といふて帰る女を聲と
 きて感さうに不徳在府ふ背まうと治る在府も亦

枕をわしはりのむらして衣府竊ふもよらば定頼の
 者ぐらうらるに安うらむこゝろあたらちと考へ
 て八種とえ情しほつて人も私ふ歎そくうら
 ぬ懐月なるに錦繡綺語花鳥の情と通するのこ
 ろう次金のの寶典とてしてさしめと遊女とる
 舞の用も官女とてよものも入つて遊女のさしめ
 一にぬきのこころは共せり言れとてさしめ
 仁村北海の表乃練うこり著述の玉階草生一と
 兼々の鶴と花一上苑兼園まゝ綴の紙蔵と
 いふれらるこころありあつて後聲のこころはあては
 らうありらん今控吟のこころはあつて相するこころ遠
 のこころ一同じく定頼々林の中より退ちのこころは入

ら次は華經第八の巻を誦せしむる新のこころはあ
 のちうらむてはこゝろ高欄の上よりこゝろ異香堂のふ量
 ぞ誰ともしはくけ仙人揚膝く天を顔より人金峯
 のこころはあつて後聲のこころはあつて後聲のこころはあ
 向うつてつて揚膝があつてあつてあつてあつてあつて
 背にのこころはあつてあつてあつてあつてあつてあつて
 同仏心をきこむこころはあつてあつてあつてあつてあつて
 かきかたつたあつてあつてあつてあつてあつてあつて
 なるを佛堂殿車の内より佛諭品とてあつてあつてあつて
 門のかげの車乃こころはあつてあつてあつてあつてあつて
 聲のこころはあつてあつてあつてあつてあつてあつて
 若と辨慶と清水の寶蔵とて後とてあつてあつてあつて

甲の聲を度が乙の聲にま指のくく感トたきし
 旨義経記にたてしるも唯うてあべー後聲のくを
 威勢とてしるの如きの各律に慥入なりや凡て家の
 伽陀の類或は浄家の禮讃をともしく習ふる人
 にくく感でしむ當侍鎌倉の徑聲明風乃唐音
 よて節をほもく習ふる人たるは面白くも
 後とてはゆるりと或は飛習のまじりて誦くも
 あれど本朝のうらまへにせむのまじりありけり
 さらし羽風に譲るはるる怪習のまじりたまふも
 こそ考へよ人の習りけりけりけりけりけり
 きふは清水のふりていづの國もいづの巡行道者
 三十一の節のうらまへにせむのまじりたまふも

人をも感すはるる其國のうらまへにせむのまじり
 さらしる常にお習練とてしる國所を今もまじり
 ○拾芥ぬけ板葺のまじりて雑俗を撰てを納るる
 ものをぬけも他に考へべきなまきひりて今もまじり
 いたる有蓋のまじりて有職家をまじりても稱せむ
 又ある人の曰氷戸黄門君も國をまじりてはと求
 るものあれが先拾芥ぬけのうらまへにせむのまじり
 めゆるとてしるものぬけのまじりて廣莫として考得む
 といは杖持しるるまじりて今もまじりて今も
 三所の観音とてせむの一首所の流布の本も脱せり
 三十二所のうらまへにせむのまじりて今もまじり
 堂僧正におある人近なる京修國とてふるる内に一原乃東
 鴨河の西寄を河崎と稱す其南南河崎觀音堂濱岡基とて西

清和院に此観音と云ふ寺あり此寺無所見不考法性寺観音堂佛見街通を小堂あり

神光寺神咒寺此寺無所見不考元興寺南東大寺法華堂

同西金堂天王寺私云浪華天王寺を長樂寺山善蓋寺大和守市郡

近江観音寺下に同袋掛観音寺の古名同此袋掛といふ所あり以上

よりり改りけん又曰法合或人本之慶合茲廿二箇

所所合此とて十一箇所を云ふれし内松道所の

今順禮と云ふをり金剛齋寺とて一箇所ありて是

のいづくかるとも云ふ原此松所ありとて又細書云

若同所異名を將又有異説を可尋使と云ふもと未

一二の次第を考まはせりしに然りたるも又因に

りし廿二箇所を巡拜と云ふは西國と云ふは東國のくろ駒と云ふは道の付りて東國と云ふを登り伊

勢両宮に請八鬼山と云ふ熊野ふりて西國と

をへて近江の長命寺観音寺美濃谷汲に於りて

中仙道と云ふ東國の故ふ帰るに次第順路をり

はれを其第一番紀三井より行はるはと云ふ

こと紀三井と云ふ所のやと云ふはと云ふ

この間東のくろ駒と云ふ所のやと云ふはと云ふ

えびと云ふと本覚の故と云ふはと云ふはと云ふ

禮の力にりて佛圖の花乃都もゆくと云ふ人の意

かりと解りたる強解と云ふはと云ふはと云ふ

この都都と云ふはと云ふはと云ふはと云ふ

青の縁白を云経文と稱するを得て観世と云ふ

文雅ある情とのことと云ふはと云ふはと云ふ

又同々又六の佛と造りし所の簿の料を以て清
奥の清濁の金とすまふにありし所は清奥返
一きりし人といふに同の一事にして清衛王
地を押領すといふ謀及すまふの事其時其追討
使と遣るもいふし定めまふにいふていふてい
くろくしむていふていふていふていふてい
野の地をいふていふていふていふていふてい
そまふに清奥の事ありし所の簿に違ひありし
おろしむていふていふていふていふていふてい

○龍若人語云大納言中納言といふは納言を
ふたつていふていふていふていふていふてい
早よて諸國水調しむていふていふていふてい
きた井を堀り墓誌とていふていふていふてい
伊さふていふていふていふていふていふてい
ま聲ふ積りしものことにならむていふてい

○經冊の事三代實深元慶五年夏四月九日
丙戌先是去七月依例式部兵部即有可奏或
選後冊公卿謝病不上故其儀不行其儀も
亦老人の事といふていふていふていふていふ
あはる石原とていふていふていふていふてい
開白此表の事といふていふていふていふてい
損へた事といふていふていふていふていふてい
いふていふていふていふていふていふていふ
○往年權少僧都亮惠の儀幣と看ふていふてい

夏日同詠三首
其人へゆれば信は
 同字も書い必同字と云有り梅井送赦をくみ懐
 紙と驚くく或諸侯の御家翁
 に道徳和尚の懐紙も夏日と題あるところ
 拾玉集後結和尚のの去前よま書乃臨地あるも同
 ころり信の書と止らいし近よ
 ても又ころり信形の懐紙に玉まをなく蘇行くと
 斗もころりも凡書法にはわくころり
 満ころり信平の書とわくころり
 て向ころり

○懐紙の驚くころり高橋國南老人家花の依理
 々の詩乃懐紙と石刻して樹をみくころり

ころりころり九平の懐紙も同一体の書有り

暮春同賦隔水花光含態

○一首絶句為神 和漢任意

右近権将佐理

花辱不語偷思得隔

水紅櫻光暗親兩岸

芳菲浮浪上流豊

盡日報残春

○三平寺門記に天王寺の類の慶耀已講奉

執書ころり自慶耀の慶遷イカウころり人の菓子慶遷の冬

之補親の息子として所伝ありて同じく孫氏の語也
病ありて其に遺風筆としてその語ありて但し一
三千の寺の記とある所の中まゝの記とありて

○此と一つちいひて三代實徳の記とて同人の説なり

○一河の流と海と一樹の蔭にやどるゝとて古より
鄭注四巻に隨張即子行不汲流一川接孫徳屏
一雨一樹思殊親とありて此とて同人の語也
是の鶴相信興り珍と考の説をたして法とあり

○一三〇也

○牌位寸法長サ一尺四寸弘サ八寸五寸厚サ七寸天慶
四年九月廿六日定て拾芥抄にても云ふも後子
祚との判長尺有二寸といふと物祖徠氏難して

凡禮用十二唯天子為然といひ牌位の寸法も亦
拾芥云々あり天慶の序定の唐不擔紙なりや否
やとて申すも申すも神主と牌位とをいふを
差別ありとて

○おのゝとていふ所の初は意とて判發係衣とて
いふと詳しきわをいふに志ありても度者の教は
入つてあるにばつとて身の信として行の信を
者とてを優等塞といふ日本靈異記をいふに優
等塞のまゝとていふもさく一度者のまゝとて定
瀬もいふとて又王公のたつた度者百二百人を御入
たつとて續紀を後とていふとて是の所
にこそ病平金の祈禱ありて追復のまゝとていふ賜

事く度者と勅免せしむるに度牒のりとの
と下らる東福祥寺ふねる不問の度牒
ありたふうつと

法部尚書

駿州有波郡久能寺沙弥田余姓氏
平見年十八投於嵩寺住持堯辨禮
為本師賜度僧牒別發受具者
衣被太改官符偶衣之長宣奉
勅件度者姓平宜仰法部省與利度牒至準
勅故牒

永久元年卯十月廿日左大史小槻宿禰国宗給

參議郎兼法部郎藤原信行右甲

典主 宰事官 闕

鴻臚 丞正六位上行平貞弘同右

鴻臚 少卿闕

典容郎中署令正五位上橘成順右日

法部主事正六位闕

法部良中正六位上行源成寬右日

法部侍郎 從五位 紀頼成右日

異なり如左
かゝるくみくし一通あり謄去駿州まゝの又面あり

駿州久能寺比丘田余俗姓平却良
見年十八歲賜度牒法印和尙位

亮辨為師剃度做僧者

又永久元年の四字にうゝて来下あり



豎 三寸四分半
横 二寸六分余
冊 大サ一分
篆 太サ八リシ

但し 曲尺ノツモリナリ

是より下官人の位次如去取案ふ印あり
よの紙より無字の料案を
又昔年承系迄あり一通のやうにたの

沼部尚書

城州路東山東福祥寺庵行士思本貫係本州乙園縣
人事俗姓秦見年十四歳投禮當寺住持士雲長光
為本師 賜度牒剃髮受具者

右被大政官符傳元大臣宣奉

勅件度者姓秦宣治部省與剃牒至准

勅放牒

正和元年四月八日元大臣小槻宿禰清時給

泰議郎兼沼部郎從四位下行神朝臣康光

鴻臚丞 従六位下行 藤原良定 行 右日

鴻臚少卿 闕

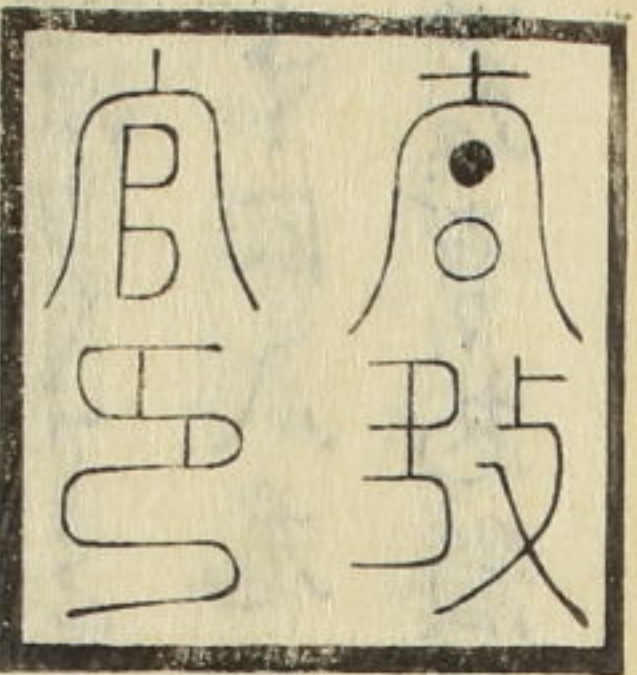
典客郎中 署令 従四位上行 平朝臣 高廣 右日

治部主事 闕

治部郎中 正五位上行 朝臣 公経 右日

治部侍郎 正四位上行 源朝臣 光房 右日

右治部尚書の表^ス又後勅牒より正和泰儀へ
ついで三行の上中に太政官印朱を以神と辨し
印とくより曲尺二寸五分中其形とす如左<sup>右と書ハ空帝官印
を以て後改らるる也</sup>



竪 二寸五分半
横 二寸五分半
田^ミ一^ハ三^リ三^リ篆細ク

右料糸 黄色の唐紙をぬりそのに塗一尺五分半
横二尺二寸五分書面より字大等の板本楯小の
右位階花押共に墨を以て位階より破損あり年
号の正和の如く四八者等去年月日在大史等極く
正和若花園院年号^{以上等若人等}
又守具和尙法よ處りしもたゞ度牒あり大撰目
しとすも唯友人連名の如く處山の僧衣拾遺人
と連名のりしとありしとありしとありしとありし
ものに書せし如法僧の僧多ありしとありしとありしとありし

多々わが成べし又あついで其才智抜群をわが信し
 してらるるを惜みて僧にせり今の子弟はあついでに
 産業の配ふいりやもさううけらるるものさうらひ
 あついで身とさうらひあついで身とさうらひあついで
 ありともさうらひあついで身とさうらひあついで
 佛ももひさうらひあついで身とさうらひあついで
 とも探るるはさうらひあついで身とさうらひあついで
 の序段にありさうらひあついで身とさうらひあついで
 して其勢想つともさうらひあついで身とさうらひあついで
 けりてさうらひあついで身とさうらひあついで
 中に八九ひさうらひあついで身とさうらひあついで
 義宗も教失せりさうらひあついで身とさうらひあついで

中陀利華より

○西村正邦予七旬のとき七粒凡流のあ
 を贈りしそ一葉は交竿ニぬき一板の三寸一板
 の三寸六寸の予の江中第一の寸法とて其
 説云江次才云第四卷除目交竿三寸以竹板之
 縁結之或紙捻結之兩説也又山槐記執事要
 件交竿丈外記師元胡作之與竿也寸法如此以
 竹其色作之長甲方甲方尋也其首少許以細糸捻
 真結顯美結之備家年又糸結之顯美のくくくも是の長
 けりさうらひあついで一枚のさうらひあついで
 にとさうらひあついで一枚のさうらひあついで
 とさうらひあついで一枚のさうらひあついで

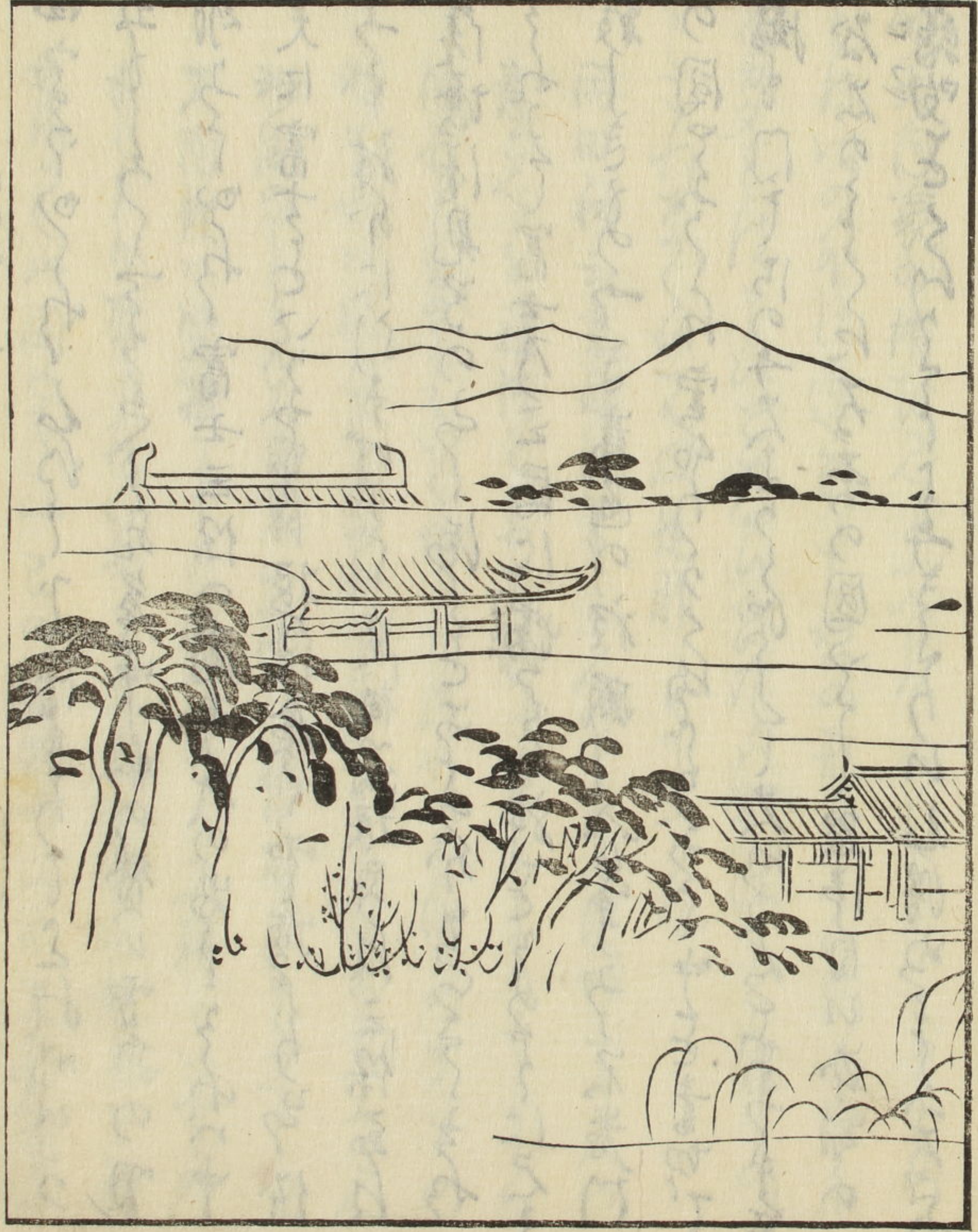
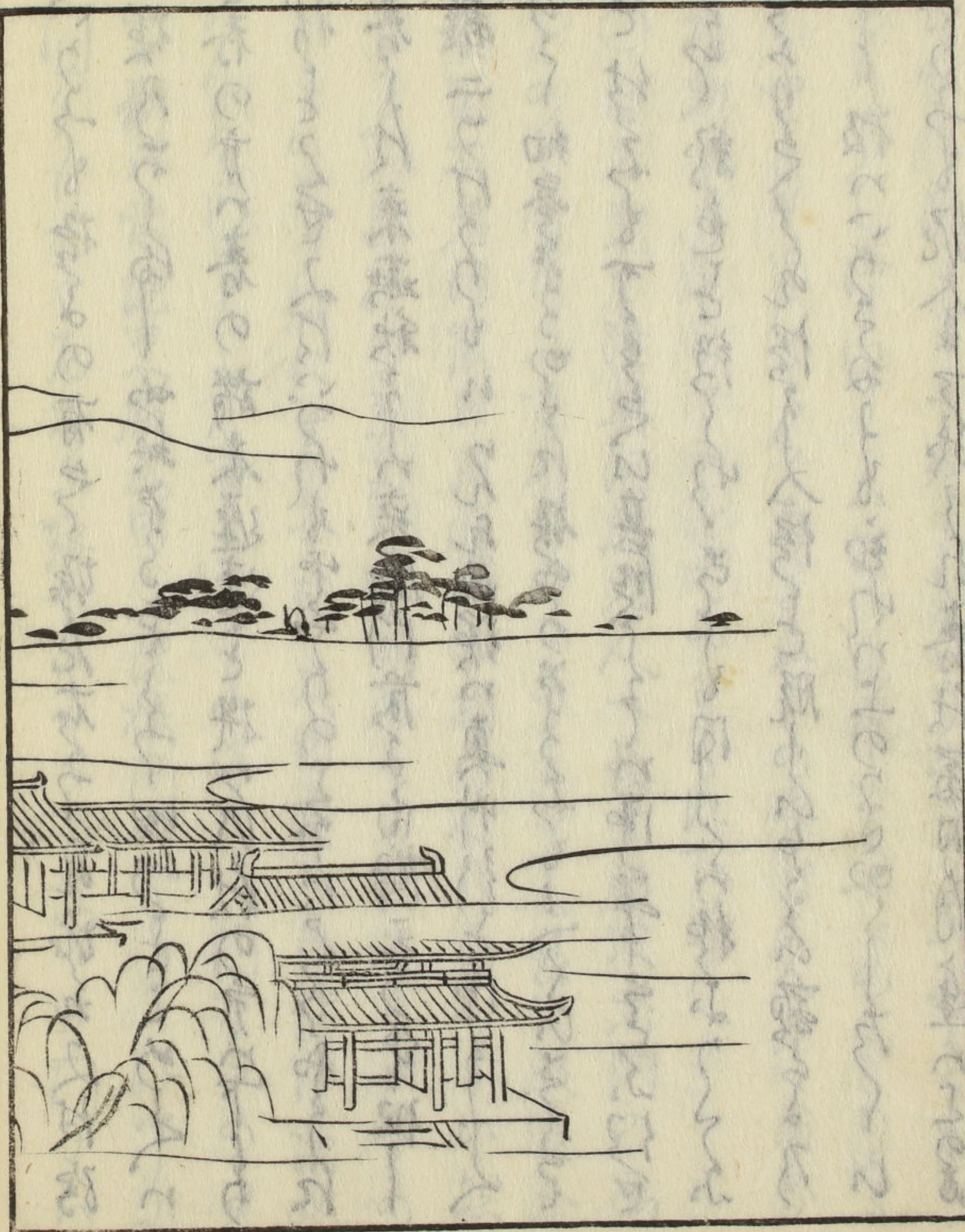
同

三十五

らせ給ひ中巻十巻もなかりぬさうしふふもなかり
くりして申にふけりしはこれなりとのいひゆりあ
もつていしとんたるもあつたゆゑとらん今月あ
む所よりいしとんたるもあつたゆゑとらん今月あ

○白石先生清興洞巖老人の長生殿不老門の画
そのさうりし書翰ありそのさうりしふ云長生殿巖春
秋尚不老門前日月遅の本朝の人乃白うさう然
るうさうの画様の系も本朝のさうりしゆりしたる
るいさうゆに青本朝の内裏の画様清流い
けんをらしてん年たるもさうりし中門たるもの
古制の常池東廡のり又珠樓門のさうりし中ふ
門たるりしとんたるもあつたゆゑとらん今月あ

いうも格子の有き、塀をたてり、此塀は又け除
根のありゆ、此塀のさうりしゆりしとんたるもの
春の方の春の諸本遅速と併りぬ杖の芳り下り
折るとせよはづれもややりのさうりしとんたるもの
春のり来遊秋のり来鷹門前より白鶴さうりし中但
離二つけりしとんたるもの画様の真竹と申す人
りく細巻たるものさうりし折やうさうりしとんたるもの
とはさうりしとんたるもの其原さうりし清平さうりしと
るも彩色と経るゆゑさうりしとんたるもの折さうりしと
るもさうりしとんたるもの入信と脱しとんたるもの額さうり
と板さうりしとんたるものゆり上のさうりしとんたるもの
いうも泥金をぬきぬき春は毎日内裏のさうりしとんたるもの



下づりしびる若門ちも生ぬ裏の一聯ふりの鞆向
 みくく此句本歌の人乃他をわを回くく本歌
 々の裏色にあら〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 海りあ〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 くと春秋の景色と一時に〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 裏の郵那の裏の〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 しくま〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 ち〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 しく〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 しく〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○心この年乃題集は杜若と漢名春のまふ出
 牡丹と首夏のものよ〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 び〜〜〜牡丹のまのま〜〜〜〜〜〜〜〜〜

笑出つ此〜〜〜権人袖て宜流々乃〜〜〜業類集抄
 ころ〜〜〜に杜若の題下には〜〜〜曰連歌式為夏
 此中巻一此のいり夏お国中可謂夏
 新新入十七巻夏其其不不分分中中也也以上
 私按中〜〜〜集に夏た〜〜〜春のま〜〜
 ものは後世乃所〜〜〜た十七巻の年ハ橋よ
 郵と〜〜〜な〜〜〜年〜〜〜の終よありて天平十
 六年四月の日に人伴家持々乃作奇よ首の〜
 け〜〜〜キ家家に〜〜〜はも〜〜〜のま〜〜〜の〜
 い〜〜〜の〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜
 とい〜〜〜日本紀推古紀天智紀に〜〜〜は
 皆〜〜〜の〜〜〜集十六巻も食者の〜〜〜

○美事集中長秋の真に及乎とあるところ一
 一を一を一編乃意をばらて二十一言に
 一の一をけり人多くを龍州を乃考くよ
 端書に行くと飛并程予とあるは及の程字乃
 義字一とつれをにらるるは及の義字乃
 乃山沈某も一とあるは漢の字義も一取
 痛とあるとありし今此得ををらるるは此日本後紀
 と補く系加茂縣之者日本後紀をらるる延暦十五年
 夏四月丙寅宴掖庭酒酣及飛曰氣危乃阿沙氣奈
 呼登以非都留保登々ホト擬須伊萬毛奈可奴加比登
 能綺久陪久類聚固史遊毒
 是前より長秋をなればといふことなりと一
 一を一を一編乃意をばらて二十一言に

ど一とありて他の例に及ぶも不及龍氏も山沈
 氏も此書に及ばらりしと其考の適南で
 ○四年三月庚戌救禁祭北辰大意の棄職ノカミ忌業其
 場に相集り男女泥殿事ノカミ情しとありてありて
 其決と振ノカミ自分及び殊禁制を加ふ若已事と得
 どの每人日を其の會集でとありてありて
 制に乖ふは法師の名綱の所に送り俗人の違勅
 国史神祇部 又同十七年冬十月己卯より
 内表祭予儀を禁制し給ふ宣あり文長多わの思
 衣ふ同し題今世庚申待日待なまらるる男女
 會集し酒宴淫樂とありし果は淫奔に及ぶも
 一の一をけり人多くを龍州を乃考くよ
 端書に行くと飛并程予とあるは及の程字乃
 義字一とつれをにらるるは及の義字乃
 乃山沈某も一とあるは漢の字義も一取
 痛とあるとありし今此得ををらるるは此日本後紀
 と補く系加茂縣之者日本後紀をらるる延暦十五年
 夏四月丙寅宴掖庭酒酣及飛曰氣危乃阿沙氣奈
 呼登以非都留保登々ホト擬須伊萬毛奈可奴加比登
 能綺久陪久類聚固史遊毒
 是前より長秋をなればといふことなりと一
 一を一を一編乃意をばらて二十一言に

うつたしきも男女乃別を戒しめたるは同十六年
 七月の勅に男女有別禮典の崇まらざる上下無差
 名數既闕頂者愚闇の輩禮義と不識會集にむりて
 僞敬別を真加禁制せしむるも古史律令の正しきを
 寤つども中古の不振衰して官女にたふれ女よひ
 く郎の禁闕を恣房れおとたにみせしむらむる奇
 ありたり片端をてんて本朝の風は嚴格あるとて
 風たりやせしむるは不學の奇人ふ多しぬるまふ記を
 ○延喜十七年夏四月年分度者例勿取幼童の勅
 あり穢らむる苟課役を避んぐたの緇徒と悉く
 と還て戒法と棄捨ふま業と廢を形へ道ふ入る
 此を行へ在家に同ド自今以後三十五以上操履

ことに字り智行崇ぶべく兼て上青と習ひ僧らふ法
 たる者為之毎年十二月以前僧綱司請有業者
 相對簡試所習經論德大業十條を試五以上に通
 せし者を取状を具して官に申し期たりりて度
 せしよ其受戒の日更に審試を加へ八以上に通
 せし受戒を得せしよ又沙門の行戒律を護持を
 苟も此道小乖くば豈佛子といはんや而今勝業を
 崇めどもあけ生序を事し周里に周旋し編戸に
 異たれしもの衆庶之とも輕慢し聖經其ふり
 て陵替り真諦と黷亂のまらる固亦國典と違犯
 自今以後如此輩住寺并に供養に充る事を得ざ
 且凡厥備會法筵と閑くともふれ三綱を不糾者

罪を問はん下号 同廿年四月

同廿年四月

同廿年四月

丙午教前の文を奉り曰而今性に教純あり成に
 早晚あり苟も性年とめてせむ恐くハ英彦と失えん
 復三論法相義宗途殊彼是指歸理粗辨とて一自
 今以後年二十以上の者と聽取其簡試之日二
 宗之別を辨へし度戒之時勿勞更に審試と加ふ
 同上如此度者年教時により教育する次第とす
 海三つて後世童子とて度者ふ入らうとて先
 峯家新入度帳のくくありぬ今世にそのくハ年二十
 にも及ん者け横入と号して是とやハ童形と唱
 食とらとねとみふくしむらだくしん寺院皆くハ
 ぶくし世乃者一のまかりあり可歎貴賤に

自己よりいふもの志をたふさるる舎に願ひの家得
 度下れ心行もふ在家凡俗の同くさるるくハ
 したきくびくして不如法と罪せしむハ齊に憐む
 凡生あるもの飲食男女の欲と離くあはれしむくハ社の人と
 ば事ある佛事と別くにつきて一生不犯の僧と辨れぬ一老僧は
 けつていひてあつて人々をばつてあつてあつてあつてあつて
 にあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて
 ありけ法とてあつてあつてあつてあつてあつてあつてあつて

○延暦十一年十一月敕明徑之徒不可習吳音發
 聲誦讀既致訛謬熟習漢音日本 同十二年夏四月
 丙子制自今以後年分度者非習漢音勿令得度史
 佛通部 同二十年夏四月丙午敕分度者

齊行可蒙^シ蒙^シ習^ヒ漢音^ヲ甚^シ為^シ僧者^ヲ為^シ之^ル也^ト云^フ云^フ云^フ云^フ
 儒佛の徒^ヲもふも漢音^ヲを用^ヒて^テき^く一^ハ切^ラら^ズ也^ト他^ノ書^ニ
 一^ハ亦^ハ此^ノ語^ニに^んも^つの^うら^り儒^徒の^漢音^佛徒^の
 け^ハ兵^音に^もし^て一^ハ例^トに^なり^しり^是も^も出^所に^んん^ニ考^得
 ○ひ^のの^租税^米穀^と貴^くと^銭帛^とい^やら^るる^延暦^十
 十六^年の^文に^二月^甲申^日赦^し租^税之^本細^於水^旱錢^帛
 帛^之財^饑而^不食^今國^京畿^多有^取錢^事須^賑米^貴
 本^一絶^收錢^但恐^民有^貧富^不能^高穀^宜聽^貧之^乞
 徒^進錢^通計^不得^過四^分之^一
二國史第百七職官部
二十左右京職
 米^穀交易^に事^足し^て錢^て食^ふる^よの^事を^も
 一^ハ如^此に^しる^時の^金錢^をも^て貴^くし^萬萬^の勢^力
 と^備せ^られ^るを^用と^なり^した^らば^諸侯^も國^中の^米

こと^賣す^るに^く金^銀に^く事^を辨^じら^るは^れれ^先
 年^饑饉^のに^より^國中^に米^盡民^を救^ふの^計を^も
 一^ハと^して^多く^一大^息と^して^一國^に三^年の^高か^きを^も
 一^ハ貴^くし^るの^語に^實に^一本^朝と^して^一の^政を^も
 一^ハと^して^一
 ○仁^德天^皇炊^煙乃^如き^とん^とふ^りか^して^一
スイ
カ
ス
 一^ハの^首を^免と^{して}一^ハ殿^園の^破壊^をと^して^一
 一^ハと^して^一止^ませ^しる^一ゆ^き勢^をも^て
 延^喜帝^は寒^夜に^貧民^乃と^{して}一^ハに^憐れ^んと^{して}
 一^ハり^として^一淨^衣を^脱き^て一^ハも^一處^をも^も
 一^ハり^として^一其^貧民^を救^へる^一淨^衣を^脱き^て
 一^ハに^心を^切り^ゆく^一仁^政と^{して}一^ハの^政を^も

つやうと一々時に天下の政運意のまうたう
にりておぼたつはし一乃予の御位についで
さうとさうとをまひて其権執政家に歸し
たるゆゑに寛平上皇帝公を頼にトウヨウ堂庸モナヒとし
しとせがしるの處トウヨウとせやゆ

○古今著聞集に昔は人乃其衣もあしと
しとぞ有らざるの齋院の主人納言乃消息に
先代乃時節分袍信執をぞまわらんを
節會の袍ホウとせはのびとある物も人乃信メ
どづつとるとも後兼齋院の御時旬ニキに
まもりける上達部も御覽とせ次日費房
卿乃藏入額をりたるふといはる御白公はれ装

束の御覽とせは以外に袖人まはりのふりや
てはまの輦シヤをばしとせんとはる人乃實
資のまはりの御覧とせや教ちのまは別とせ
まはれは御覧とせはのまはれとせあり
あり申とせはシヤはらふ老人はもま
ありたるまはれとせはのまはれとせは
うらひとせはらふとせはらふとせはらふ
御覽とせはらふとせはらふとせはらふ
畏れとせはらふとせはらふとせはらふ
或のよは近
古帝紫衣の
花衣とせはらふ殿とせはらふとせはらふ
かくけとせはらふとせはらふとせはらふ
の制度とせはらふとせはらふとせはらふ
后乃肖像小形社乃真敷小形の字とせはらふ

物より一識の馬面一しの侍つらでいした宮宮ヨウクバウ免
 みしらの世また重もかよ長冠りて年
 竟ららしむるふらと名のふた羊とせらよれ
 去んどの母しよぶぐり祝おたつりてたふあり
 年たふうつとみ世またのさなかくて種粒
 かにんもいれぬ教育のぞくた像をうべ

○聖徳太子の古像のすまの法海より交あてま
 一のふらり洋冠の巾とらて透額スチエイトのつら洋像
 もみ透額とまわり眼目とらつらとつらとら
 こふとらりまら此洋衣も種もい種く元胡
 服ふカウホツ放サモニク袴サモニクつらり又柿本人常公の洋像ふ
 巾と裁ぬつらりやちとらもあれと信来

信實朝臣筆



信實朝臣筆

百濟國阿佐太子
所寫ト云



きん末のうねを記しつゝやらねんぬ事の人
乃所為もあらん

○筑城二尊院に空公行状碑ありそのあり
山城名勝志にのり題しつゝ題下の細書に文
字減く不見と記し又空華集にそのあり詩を
引し曰新碣荒涼藪蝕文曾摩病眼認前勳
道尊北闕人皆仰名重西山世已聞滿院花
枝春名晚一庭月色夜還分無端引起曾遊
興夢蹠嵯峨嶺上雲うねんぬを碑面の
文字らにどうあらんや既に久しうも右の詩
も法空上人乃事記説すも其碑前に
園光大師淨廟前と記し右燈籠た右ふ二

引くは東平乃輝と云ふと社と云ふ興と云ふ
 といふ初書に中国入道者太政大臣と云われ
 して二尊院とて及びつてはつたがもつは
 の中に御つたはつたはつたはつたはつた
 といふ腕と云ふ年と云ふはつたはつたはつた
 つたはつたはつたはつたはつたはつたはつた
 といふはつたはつたはつたはつたはつたはつた
 其心術に云ふ凡一と云ふと興一と云ふと化度
 といふはつたはつたはつたはつたはつたはつた
 といふはつたはつたはつたはつたはつたはつた
 といふはつたはつたはつたはつたはつたはつた

○法隆寺乃実ある阿彌陀如来や聖徳太
 子傳贈るの書簡といふものあり實も故の

といふも是は國より貴重も對して其對を
 といふ洋でいふはつたはつたはつたはつた
 國光大師の繪の述懐といふものに如来太子
 といふはつたはつたはつたはつたはつたはつた
 寺のありや同じき故異かるるはつたはつたはつた
 記深しと云ふものにして年号も歴史もいふはつた
 といふ又年記も太子薨じつたはつたはつたはつた
 書らりやあつたはつたはつたはつたはつたはつた
 といふり舞昌法印は學者と云ふはつたはつたはつた
 といふ信といふ書あつたはつたはつたはつたはつた
 の論も及ぶはつたはつたはつたはつたはつたはつた
 といふ益のといふはつたはつたはつたはつたはつた

○長明入道の遺心集にありて、同あるは
 著らりしありにわづらひ遺心集の珠の心を用
 こころを名利をたもつる言實僧都増賀上人
 あらむしりしあり難行易行にありの行状
 を傳へし一紙にたり其入る意樂を顯し是
 なるべしとのまじり縁をこころにありしあり
 傳へしありしありしありしありしありしありし
 著らりしありしありしありしありしありしありし

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)

